税のお知らせ
Tax Infomation

国民健康保険の届出をお願いします!

美波町の国民健康保険への加入・脱退・変更は、加入者ご自身に届出をしていただくことになります。お勤め先や他の市町村で手続きをするだけでは、美波町の国民健康保険への届出にはなりませんのでご注意ください。また、加入の届出が遅れた場合は遡って国民健康保険税が賦課されますが、その間の給付は受けられません。

次のような場合には、必要な書類等をご持参の上、14日以内に役場税務課または由岐支所まで届出をお願いします。

このようなとき		個人番号の確認ができるもの及び本人確認書類以外に必要な書類等
加入	他の市町村から転入した	※先に住民生活課または由岐支所で転入手続きをしてください。その後、国保担当で手続きをお願いします。
	職場の健康保険をやめた	○社会保険資格喪失証明書や離職票など（健康保険をやめた日付が確認できる書類）
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	
	子どもが生まれた	○国民健康保険被保険者証 ○病院から交付された領収・明細書など
	生活保護を受けなくなった	○保護廃止（停止）決定通知書
脱退	他の市町村へ転出する	○国民健康保険被保険者証 ※先に住民生活課または由岐支所で転入手続きをしてください。その後、国保担当で手続きをお願いします。
	職場の健康保険に加入した	○国民健康保険被保険者証 ○加入した健康保険の保険証（脱退する方全員の分）
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	死亡した	○国民健康保険被保険者証 ○葬祭費の振込先口座番号
	生活保護を受けるようになった	○国民健康保険被保険者証 ○保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主が変わった	○国民健康保険被保険者証 ※先に住民生活課または由岐支所で転入手続きをしてください。
	世帯分離・世帯合併をした	
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき・汚れて使えないとき	○本人が確認できるもの（運転免許証など）
	修学のため、子どもが世帯を離れて他の市町村に居住する	○国民健康保険被保険者証 ○在学証明書など

※脱退・変更の場合、70歳以上の方は「国民健康保険高齢受給者証」も一緒にご持参ください。
※平成28年1月からはすべての届に対して通知カード等の提示（個人番号の確認のため）、本人確認書類提示（顔写真入りのものは1種、顔写真なしの場合は2種）が必要です。

4月からの国民健康保険税の特別徴収について

年金から国民健康保険税を天引きされる特別徴収について、以下に該当する方は4月から特別徴収の対象となります。ただし、令和6年度中に75歳になられる方、および令和5年度中に65歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象ではないため、普通徴収（現金納付または口座振替）で国民健康保険税をお支払いいただきます。また、ご自身が国民健康保険に加入されていない世帯主の方も普通徴収です。お支払い忘れにご注意ください。

●対象となる方

対象となる方には、4月の年金支給時までに、4月・6月・8月の仮徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りします。また、4月・6月・8月に特別徴収した金額が、7月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。

▶令和6年2月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

国保資格の異動がなかった方や口座振替での納付を選択されていない方については、引き続き2月の特別徴収額と同じ額を令和6年4月・6月・8月の年金から特別徴収（仮徴収）させていただきます。

▶令和5年4月2日から10月1日までの間に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方

下記の条件をどちらも満たす世帯主の方で、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則、令和6年4月から特別徴収が始まります。また、それ以降に65歳になられた（なられる）方および転入された方は、令和6年6月以降から順次特別徴収が始まります。※特別徴収の金額は令和5年度の年税額から計算した金額となります。

●対象となる条件

①世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
（ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます）
②年額18万円以上の年金を受給している方
（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく1つの年金で18万円以上であること）
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1／2を超える場合は対象となりません。

国民健康保険の介護保険適用除外の取扱いについて

国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）が介護保険適用除外施設に入所（入院）した場合、届出により国民健康保険税のうち介護保険金の納付が不要となりますので、介護保険適用除外に該当した場合には、役場税務課または由岐支所へ必ず届出をお願いします。また、施設を退所（退院）した場合においても同様に届出が必要になります。

●介護保険適用除外施設について

1 障害者支援施設
2 指定障害者支援施設（障害者自立支援法による生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している方）
3 重症心身障害児施設
4 厚生労働大臣が指定する医療機関（国立病院機構徳島病院の進行性筋萎縮症児病棟）
5 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
6 ハンセン病療養所
7 生活保護法に定める救護施設
8 労働者災害保障保険法に規定する施設
9 指定障害福祉サービス事業者である病院（障害者自立支援法に規定する療養介護を行う場合のみ）
※介護保険適用除外施設に該当するかどうかは入所している施設にお問い合わせください。

●届出に必要なもの

①保険証　②介護保険適用除外（非該当）届出書　③施設入所（退所）証明書
④届出者確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなどの顔写真付き書類いずれか1つ）
※②③の書類は役場税務課または由岐支所に置いています。